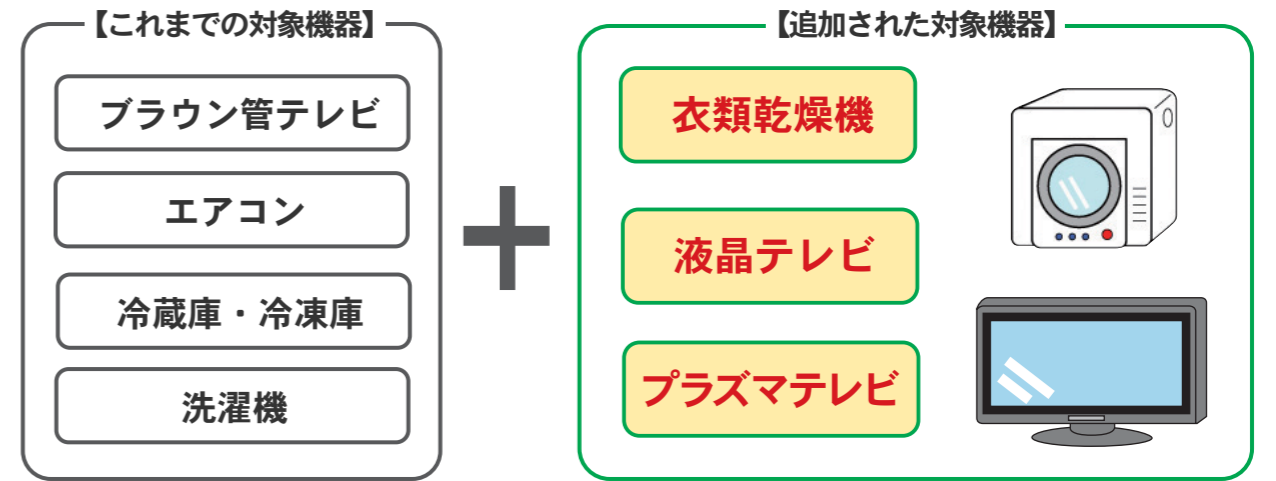


平成21年4月1日から 家電リサイクル法の対象機器が追加されました

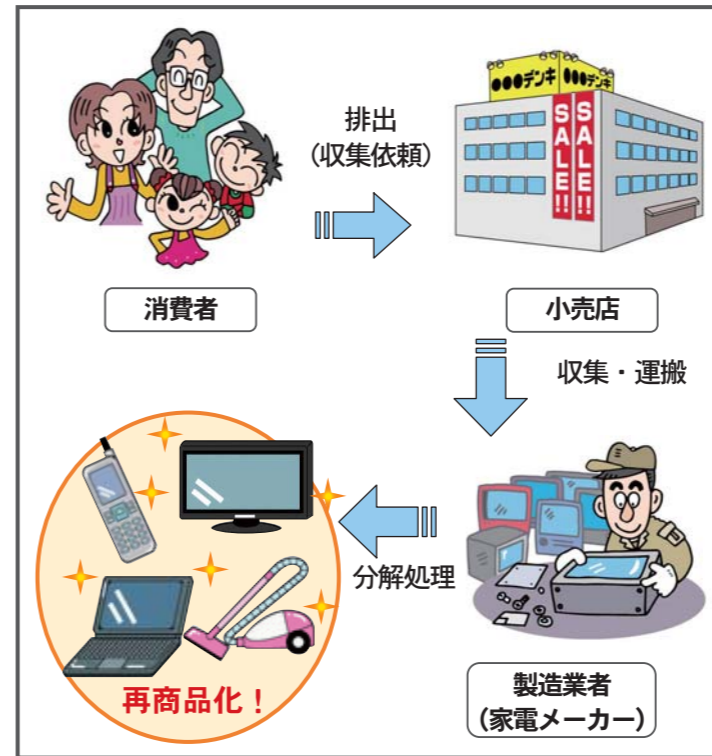


家電リサイクル法の政令改正によって、新たに上記の対象機器3種類が加わりました。

家電リサイクル法とは？

一般家庭や事業所から排出される特定家庭用機器（家電リサイクル対象品）には、資源として活用できる金属製品が多く含まれています。その有用な部分や材料をリサイクルすることにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために作られたのが特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）です。

ご家庭で不要になった家電



リサイクル対象品は、家電製品の小売業者が収集し、その商品を製造した家電メーカーへ送ります。メーカーは、その家電を適正に処理し、リサイクルから生まれた新しい資源を再商品化します。基本的に、対象となる上記7品目については、小売業者（製造メーカー等も含む）に引き渡していただきますが、それ以外の家電製品については、これまでどおり浦添市（自治体）が収集します。

不法投棄は、法律で禁止されています

家電製品等の不法投棄は近隣住民への迷惑になることはもちろん、染み出した重金属等の有害物質による土壌汚染など環境にも大きな影響を与えます。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）によって固く禁じられており、違反した場合には重い罰則が適用されます。家電製品は長く大切に使い、役割を終えた後は家電リサイクル法に基づいて家電製品の小売業者などに引き取ってもらいましょう。



不要になった家電の処理方法は？

不要になった家電製品を処分する際は、「買い換える場合」と「処分だけを依頼する場合」とで処分の依頼先が異なります。

家電製品を買い換える場合

新しく家電製品を購入する販売店に使い終わった家電製品の引取り（処分）を依頼してください。

処分だけを依頼する場合

使い終わった家電製品を購入した販売店に引取り（処分）を依頼してください。

○処分だけを依頼する場合において家電製品を購入した販売店が近くに存在しない場合

（例えば…）

- ・県外にある販売店から通信販売で購入した。
- ・家電製品を購入後に引越越しをした。
- ・購入した販売店が廃業等により存在しない。

事業者	住所	電話番号
オキセイ産業	浦添市城間1-1-9	876-3098
浦添市清掃事業協同組合	浦添市大平 1-12-8	877-2750
環境サポート沖縄	沖縄市山里1-1-20	930-5805

このような場合は、次の方法で処分を行ってください。

浦添市が許可している業者に引取りを依頼する

電話で依頼すれば、家まで引取りに来て、リサイクル料金の支払い手続等も業者が行います。

家電メーカーの指定する引渡し先へ自己搬入する

家電メーカーを確認後、郵便局に備付けの家電リサイクル券（兼振込用紙）に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込みます。振り込んだ後、家電リサイクル券を受け取り、廃棄する家電製品と一緒にメーカー指定の引渡し先まで自己搬入します。

処理費用はいくらかかるの？

リサイクル料金については、家電メーカーによって違いがあります。左記の料金表は、多くの家電メーカーが採用しているものです。詳細については、引き渡す事業所に確認するか、環境保全課にお問い合わせください。

家電製品の処理に必要な費用

リサイクル料金 (税込み)		+	収集運搬料金	
品名	料金		引渡し方法により、料金が異なります。引渡し先に問い合わせる料金を確認してください。	自己搬入の場合、「収集運搬料金」は必要ありません
テレビ (16型以上)	2,835円			
テレビ (15型以下)	1,785円			
冷蔵庫 (171ℓ以上)	4,830円			
冷蔵庫 (170ℓ以下)	3,780円			
洗濯機	2,520円			
衣類乾燥機	2,520円			
エアコン	2,625円			

限りある資源を有効に利用し、クリーンなリサイクル社会を！

2011年から、地上デジタル放送に完全移行することや、家電製品の急激な普及により、今後は大量の廃家電がごみとして出ることが予想されます。市民の皆様への協力願います…

- ① 使うことのできるものを最後まで使う(リデュース)
- ② すぐに買い換えるのではなく、再使用する(リユース)
- ③ 家電リサイクル法に基づき排出する(リサイクル)

限りある資源を有効活用すること、ごみ減量が進み、環境問題の抑制にもつながります。是非とも、3Rへの協力をよろしくお願いいたします。



問い合わせ 環境保全課
☎ 876-11234
(内線3211)